答 弁 第 八 九 号平成二十四年三月二日受領

内閣衆質一八〇第八九号

平成二十四年三月二日

衆

議

院

議 長

横

路

孝

弘 殿

> 内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆議院議員今津寬君提出野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員今津寬君提出野田内閣の北方四島に係る現状認識等に関する質問に対する答弁書

## 一について

えば、 考慮した結果として行われる、 土問題に関する政府の法的立場に変わりはない。どのような場でどのような表現を使うかについては、 のいずれの表現であっても、 政府としては、 領土問題は相手国との交渉等を通じて解決すべきものであるということ、相手国との関係全般等を 北方四島はロシア連邦に法的根拠のない形で占拠されていると認識しているが、 北方四島の置かれた状況についての政府の法的評価は一貫しており、 その時々の政策的判断により異なり得るものである。 北方領 御指摘 例

## 一の1及び2について

との関係もあり差し控えたい。なお、 法令の範囲内で北方四島における経済活動に我が国が参加することを歓迎する旨の発言が、 っていくこととなったが、外交上の個別のやり取りに係る詳細について明らかにすることは、 御指摘 の会談においては、 北方四島における共同経済活動についても議論が行われ、 同会談後の共同記者会見においては、 ロシア側から、 引き続き議 日本側から、 ロシア連邦の ロシア 論を行 連邦

我が国の

北方四島における共同経済活動は北方四島の帰属の問題の解決に資するものでなければならず、

法的立場を害さないことが重要である旨の発言があった。

二の3から5までについて

北方四島における共同経済活動については、 我が国の法的立場を害さないという前提で、何ができるか

について検討を続けているところである。お尋ねについては、今後の検討及びロシア側との調整次第であ

り、現時点でお答えすることは困難である。